

専決処分の報告について

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、
地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

専 決 処 分 書



市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

17,768円

2 賠償の相手方



令和7年10月22日

秦野市長 高橋 昌和



事故の概要

(1) 発生日時

令和7年7月24日（木）午後3時頃

(2) 発生場所

秦野市東田原162番地先

(3) 事故の状況

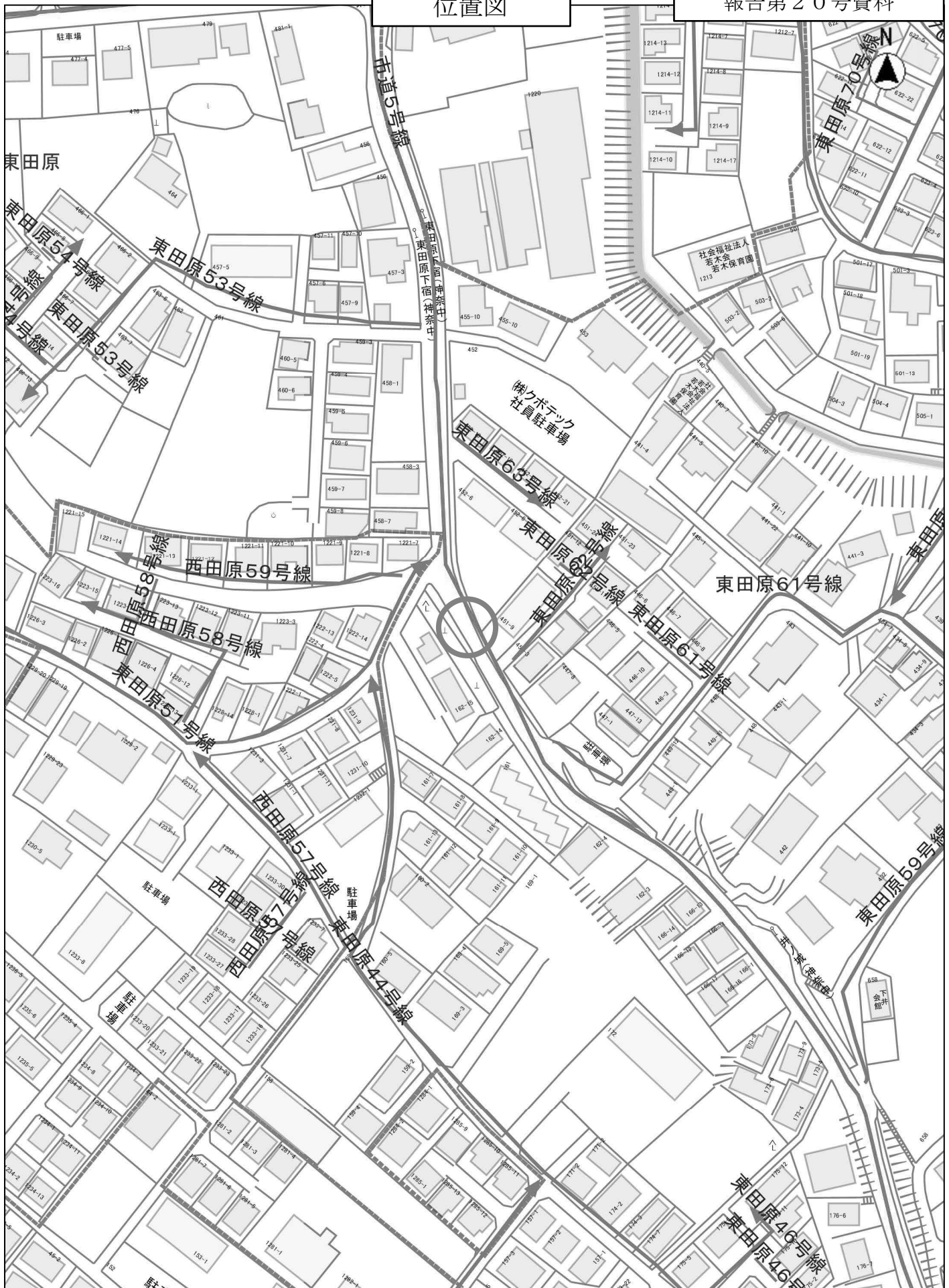
■■■■さんの運転する普通自動車が、上記場所の市道5号線を走行中、側溝から外れていたグレーチングに左後輪が接触したことにより、タイヤ側面が損傷した。

(4) 本市の責任原因

市道の管理^{かし}瑕疵

(5) 本市の責任割合

80パーセント



縮尺 1 : 1500

